

図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する 検討に当たっての論点について

1. 問題の所在

図書館関係の権利制限規定（著作権法（以下「法」という。）第 31 条）については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスなどについてのニーズが顕在化した。

こうした状況を踏まえ、知的財産推進計画 2020（令和 2 年 5 月 27 日知的財産戦略本部決定）において、図書館関係の権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることが短期的に結論を得るべき課題として明記されたことから、早急に対応を検討する必要がある。

その際、デジタル化・ネットワーク化への対応を優先課題としつつも、平成 29 年 4 月の著作権分科会報告書において順次検討を行うものとして位置づけられていた課題（図書館における公的機関の作成した広報資料の全部複製やインターネット上の情報のプリントアウト）をはじめ、関連する諸課題についても併せて検討を行うこととする。

◆知的財産推進計画 2020（令和 2 年 5 月 27 日知的財産戦略本部決定）（抄）

【本文】

絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

【工程表】

図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについては、2020 年度内早期に文化審議会で検討を開始し、2020 年度内に一定の結論を得て、法案の提出等の措置を講ずる。

2. 検討課題及び論点

(1) 絶版等資料へのアクセスの容易化について（法第 31 条第 3 項関係）

①現行規定・課題

現行規定上、国立国会図書館から他の図書館等に対してデジタル化された絶版等資料のインターネット送信を行い、送信先の図書館等において、その絶版等資料を館内での閲覧に供するとともに、一部分を複製して利用者に提供することが可能となっている。

一方で、図書館等の館内での閲覧に限定されているため、各家庭等からインターネットを通じて閲覧することはできず、また、一部分の複製及び複製物の提供に限定されているため、図書館等から利用者に対してメール等によりデータを送付することもできない。

このため、感染症対策等のために図書館等が休館している場合や、病気や障害等により図書館等まで足を運ぶことが困難な場合、そもそも近隣に図書館等が存在しない場合など、図書館等への物理的なアクセスができない場合には、絶版等資料へのアクセス自体が困難となるという課題がある。

②考えられる対応

図書館等への物理的なアクセスができない場合にも、絶版等資料を円滑に閲覧することができるよう、国立国会図書館が、一定の条件の下で、絶版等資料を各家庭等にインターネット送信することを可能とすることについて検討を進めることとしてはどうか。

③検討に当たっての主な論点（制度・運用の両方を含む）

○ 送信の形態

- ・ 誰もが閲覧できるよう一般公開を行うか、ID・パスワードなどにより閲覧者の管理を行うか、特定の者を対象とした限定公開とするか
 - ・ ストリーミングのみとするか、プリントアウトやダウンロードを可能とするか
- (※) 送信形態と絶版等資料のコピーサービス（法第31条第3項後段）との関係にも留意
- (※) プリントアウトやダウンロードが可能な形態で送信する場合、受信者が業務目的などで複製する行為（私的使用目的の複製とは評価できず、現行法上、権利制限規定の対象となっていない行為）の取扱いについても検討する必要

○ 「絶版等資料」（絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料）の内容の明確化及びその担保・確認の徹底

- (※) 「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」（資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会）（平成24年12月10日国図電1212041号、改正平成31年1月24日国図電1901151号）において、送信対象資料の範囲や除外手続等が定められている（権利者の利益保護等の観点から、法第31条第3項において規定されていない様々な事項についても記載）。

- (※) インターネット上で中古本が容易に入手できる場合の取扱いにも留意

○ 国立国会図書館から送信される絶版等資料に係る公の伝達権の制限

- (※) 図書館等以外の場における公の伝達の取扱いにも留意

- 大学図書館・公共図書館等が保有する絶版等資料のデジタル化及び国立国会図書館等への提供等（第31条第1項第2号・第3号の解釈の明確化など）

(※) 既に平成29年4月の文化審議会著作権分科会報告書において、①国立国会図書館以外の図書館等において絶版等資料のデジタル化を行うこと（第31条第1項第2号）、②それを国立国会図書館の求めに応じて提供すること（同項第3号）、③提供された絶版等資料を国立国会図書館が専用サーバーに複製（同条第2項）し、他の図書館等に送信すること（同条第3項）が可能と整理されている。

(2) 図書館資料の送信サービスについて（法第31条第1項第1号関係）

①現行規定・課題

現行規定上、国立国会図書館又は政令で定める図書館等は、営利を目的としない事業として、調査研究を行う利用者の求めに応じ、公表された著作物の一部分を一人につき一部提供する場合に限り、図書館資料を複製・提供することが可能となっている。

一方で、複製及び複製物の提供に限定されている（複製権と譲渡権の制限はされているが、公衆送信権の制限はされていない）ため、図書館等から利用者に対して、FAXやメール等による送信を行うことはできない。

この点、遠隔地から資料のコピーを入手しようとする場合、郵送で複製物の送付を受けることは可能であるが、郵送サービスを実施している図書館等は多くなく、複製物の入手までに時間がかかる（特に海外等からの請求の場合には顕著）などの課題もあり、デジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえた利用者のニーズに十分に答えられていない面があると考えられる。

②考えられる対応

図書館等が保有する多様な資料のコピーを利用者が簡便に入手できるようにしつつ、権利者の利益保護を図るため、新たに補償金請求権を付与することを前提に、図書館等が一定の要件の下で、図書館資料のコピーを利用者にFAXやメール等で送信することを可能とすることについて検討を進めることとしてはどうか。

③検討に当たっての主な論点（制度・運用の両方を含む）

- 送信の形態（FAX送信、メール送信、ID・パスワードで管理されたサーバーへのアップロードなど）

(※) 併せて、来館者に対する電子媒体での複製・提供（現行規定上も排除されていない）の在り方についても検討

(※) 送信された資料を、受信者が業務としての調査研究目的で複製する行為（私的使用目的の複製とは評価できず、現行法上、権利制限規定の対象となっていない行為）の取扱いについても検討

(※) 図書館等が自館の利用者からの求めに応じて、他の図書館等が保有する資料の電子データを入手した上で、利用者に送信することの取扱いについても検討

○ 補償金請求権

- ・ 対象範囲（新たに可能とする「公衆送信」のみを対象とするかなど）
- ・ 支払い主体・実質的な負担者
（※）図書館法第17条に規定する公立図書館の無料原則との関係にも留意
- ・ 補償金額の決定方法
- ・ 補償金額の料金体系
- ・ 補償金の徴収・分配スキーム、受領者（著作権者の取扱いを含む）
（※）利用実績の正確な把握・管理、それに基づく適切な分配の在り方に留意

○ データの流出防止措置

- ・ 図書館等における送信後のデータ破棄の要否
- ・ 図書館等における流出防止のための管理体制の構築
- ・ ユーザーによる不正拡散防止のための措置（公衆送信時に電子形式での複製等を技術的に禁止する措置を講ずる、利用登録時に契約を締結する、著作権法上のルールを明示するなど）

○ 電子出版等の市場との関係

- ・ 電子出版等の市場を阻害しないような担保（ただし書の新設など）
（※）仮に、一定の資料を権利制限の対象外とする場合、該当資料の確認方法について要検討（国立国会図書館のデータベースの活用など）
- （※）図書館向けの電子書籍販売サービスへの影響についても留意

○ 主体となる図書館等の範囲

- ・ 送信サービスのニーズや適切な運用の担保等の観点を踏まえた主体の在り方
（※）適切な運用を図るための著作権教育・研修等の充実についても留意

(3) その他関連する課題（制度・運用の両方を含む）

①「一部分」要件の取扱い

- 公的機関が作成した広報資料・報告書、一冊に複数（多数）の著作物が掲載されているもの、短文や写真等の著作物、発行後「相当期間」を経過した出版物（定期刊行物以外）、絶版等資料、電子媒体の刊行物（一部分の範囲が不明確）など
（※）仮に「一部分」要件を見直し場合、権利者の利益保護の在り方について要検討（ただし書の新設など）

②図書館等におけるインターネット上の情報のプリントアウト・電子的な保存

（私的使用目的の複製（法第30条第1項）と評価できるか否かなど）

③図書館等の利用者による図書館資料の複製と、私的使用目的の複製（法第30条第1項）との関係（法第31条第1項との棲み分け）

（※）来館者によるスマホ等での撮影の問題についても留意

④「図書館等」の範囲（小・中・高の学校図書館の取扱いなど）【別紙1参照】

（※）映像資料の貸与（法第38条第5項）が認められる施設に大学図書館を追加することについても検討

⑤「図書館資料」の定義（他の図書館から借り受けた資料の取扱いなど）

⑥適切な運用を担保するための著作権教育・研修等の充実【再掲】

著作権法第 3 1 条の対象となる施設について

- 著作権法第 3 1 条において権利制限の対象となる施設は「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの」とされている。
- これを受け、国立国会図書館以外の施設で対象となるものが著作権法施行令第 1 条の 3 第 1 項で定められており、具体的には、以下の①～⑥の施設で、司書又は司書相当職員*が置かれているものがこれに該当する。
- (※) 著作権法施行規則第 1 条の 3 において、司書資格を有する者や、一定の学歴・実務経験を有し文化庁主催の講習会を修了した者等が規定されている。
- ① 公共図書館（図書館法第 2 条第 1 項の図書館）
(※) 公立・私立の別を問わない。
- ② 大学・高等専門学校の図書館及びこれに類する施設
- ③ 学校教育法以外の法律の規定に基づく高等教育機関（例：防衛大学校、水産大学校）
に設置された図書館
- ④ 図書、記録その他著作物の原作品・複製物を収集・整理・保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で、法令の規定によって設置されたもの
(例) 国立美術館・国立博物館・国立科学博物館（法律で設置）
○○県立博物館・○○県農業資料センター（条例で設置）
- ⑤ 学術研究を目的とする研究所・試験所等のうち資料を一般公衆の利用に供する業務を行う施設で、法令の規定によって設置されたもの
(例) 国立国語研究所
- ⑥ 国・地方公共団体・一般社団法人等の非営利法人が設置する上記④・⑤と同種の施設（法令の規定によって設置されていないもの）のうち、文化庁長官が指定するもの
(※ 1) 令和 2 年 7 月末時点で指定されている施設は、計 3 1 施設。
(※ 2) このほか、登録博物館（博物館法第 2 条第 1 項）又は博物館相当施設（同法第 2 9 条）のうち一般社団法人等が設置するものが典型的に指定されている（平成 2 7 年 6 月 2 2 日付けで指定、同年 7 月 1 日付けで告示）。

参照条文

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
 - 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
 - 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 （略）

2～4 （略）

- 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画

の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三 法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第一百零二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

- 一 図書館法第二条第一項の図書館
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設
 - 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
 - 四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの
 - 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（第二条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のものうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第六号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（図書館等に類する外国の施設）

第一条の四 法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第一百零二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める外国の施設は、外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で図書、記録その他の資料を公衆の利用に供する業務を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国に所在するものであること。
- 二 司書等に相当する職員が置かれていること。

三 国立国会図書館との間で、絶版等資料に係る著作物の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項その他の文部科学省令で定める事項について協定を締結していること。

(映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設)

第二条の三 法第三十八条第五項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設
 - 二 図書館法第二条第一項の図書館
 - 三 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第三号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

○著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）（抄）

第二章 司書に相当する職員

(司書に相当する職員)

第一条の三 令第一条の三第一項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的事務又はこれに相当する事務（以下「図書館事務」という。）に従事するものとする。

- 一 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第二項の司書となる資格を有する者
- 二 図書館法第四条第三項の司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後四年以上図書館事務に従事した経験を有するもの
- 三 人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
- 四 大学又は高等専門学校を卒業した者で、一年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの
- 五 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、一年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの

(著作権に関する講習)

第二条 前条第四号及び第五号の著作権に関する講習に関し、講習の期間、履習すべき科目その他講習を実施するため必要な事項は、文化庁長官が定める。

- 2 受講者の人数、選定の方法及び講習の日時その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第二章の二 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項

第二条の二 令第一条の四第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項
- 二 法第三十一条第三項前段に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項
- 三 協定の変更又は廃止を行う場合の条件に関する事項

○文化庁告示第三十号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項第六号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第一項の図書館資料の複製が認められる施設として、次に掲げるものを平成二十七年六月二十二日付けで指定したので、同令第一条の三第二項に基づき告示する。

平成二十七年七月一日 文化庁長官 青柳 正規

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設で、著作権法施行令第一条の三第一項第六号に規定する一般社団法人等が設置するもの

○図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）

（入館料等）

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

（入館料等）

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

○国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。
 - 二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。
 - 三 国立国会図書館で作成した出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡す。
 - 四 日本の図書館資料資源に関する総合目録並びに全国の図書館資料資源の連係ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覧表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。
- ② 館長は、前項第一号に規定する複写を行つた場合には、実費を勘案して定める額の複写料金を徴収することができる。
 - ③ 館長は、その定めるところにより、第一項第一号に規定する複写に関する事務の一部（以下「複写事務」という。）を、営利を目的としない法人に委託することができる。
 - ④ 前項の規定により複写事務の委託を受けた法人から複写物の引渡しを受ける者は、当該法人に対し、第二項に規定する複写料金を支払わなければならない。
 - ⑤ 第三項の規定により複写事務の委託を受けた法人は、前項の規定により收受した複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写事務に要する費用を負担しなければならない。

第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を、次章及び第十一章の規定による納入並びに第十一章の二及び第十一章の三の規定による記録によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
- 二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなく前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めるこ

とができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合

四 その他館長が特別の事由があると認めた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。